

令和9・10年度給食用物資納入業者登録申請について

このことについて、次のとおり登録の受付を行いますのでお知らせします。登録をされる業者は、公益財団法人春日井市食育推進給食会給食用物資納入業者登録要綱をよく読み、理解したうえで申請書を提出してください。

1 申請に必要な書類

提出書類名	対象	備考
給食用物資納入業者登録申請書（第1号様式）	全て	記入例を参照し記入してください。
見積りに使用する印鑑届（第2号様式）	全て	記入例を参照し記入してください。
登記簿謄本※	法人	コピー不可
食品営業許可証（写）	全て	食品衛生法施行例第35条の規定による32業種以外の業者を除く
食品衛生監視票（写）	全て	・営業施設の名称及び所在地欄に記載された施設ごとのもの ・保健所による監視指導の対象でない業者を除く
前年度分納税証明書（国税）（写）※	全て	【法人事業者】 法人税、消費税及び地方消費税について未納の税額がないことの証明（その3の3） 【個人事業者】 申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税について未納の税額がないことの証明（その3の2）

前年度分納税証明書 (県税) (写) ※	全て	【法人事業者】 法人県民税、法人事業税、地方法人特別税及び自動車税に関する、未納の税額のないこと用 【個人事業者】 個人事業税及び自動車税に関する、未納の税額のないこと用
前年度分納税証明書 (市税) (写) ※	全て	【法人事業者】 法人市民税及び固定資産税に関するもの 【個人事業者】 市県民税及び固定資産税に関するもの
決算報告書 (写)	法人	申請書提出直近の前事業年度のもの
確定申告書又は所得税 青色申告決算書 (写)	個人	申請書提出直近の前事業年度のもの

<注意>

- ・ ※印のあるものは、3ヶ月以内に発行されたものに限ります。
- ・ 協同組合の場合は、組合名簿も提出してください。

2 申請書提出締切日

令和8年6月30日(火)

- ※ 給食会へ直接持参か郵送で提出してください。
- ※ 持参する場合は、平日の午前9時から午後5時までの間にお越しください。
- ※ 正午から午後1時までは昼休憩の時間ですので、なるべく避けてください。

【問い合わせ先】

公益財団法人春日井市食育推進給食会
企画経営課 品質安全担当
〒487-0022 春日井市庄名町 348 番地 1
TEL (0568) 52-5505